別紙標準様式(第7条関係)

会 議 録

会	議の名	称	平成 25 年度第 2 回枚方市環境審議会 公害規制検討部会
開	催日	時	平成 25 年 5 月 17 日(金) 10 時 00 分から 11 時 40 分まで
開	催場	所	枚方市役所 別館 4 階 特別会議室
出	席	者	部会長: 下野委員 副部会長:石川委員 委員: 今田委員、永嶋委員、藤尾委員、溝口委員、三田村委員 オブザーバー:(会長) 浅野委員
欠	席	者	なし
案	件	名	 部会報告案について 今後のスケジュールについて
提出名	出された資料等	等の 称	資料1 平成25年度第1回公害規制検討部会の要点整理 資料2 枚方市公害防止条例の見直しについて<部会報告案> 資料3 今後のスケジュールについて
決	定事	項	部会報告案を一部修正した上で、「枚方市公害防止条例の見直しについて (部会報告)」として環境審議会へ報告する。
会議の公開、非公開の別 及び非公開の理由			公開
	養録の公表、非な 別及び非公表の野		公表
傍	聴者の	数	なし
所 (管 部 事 務 局	署)	環境保全部 環境公害課

審議内容

<開 会>

下野部会長: それでは、定刻となりましたので、平成25年度第2回枚方市環境審議会公害規

制検討部会を開催させていただきます。最初に事務局より、委員の出席状況の報

告と資料の確認をお願いします。

事務局: 委員の出席状況について、ご報告いたします。本日は、7名の委員のご出席をい

ただいておりますので、本部会は枚方市環境審議会規則第4条第2項の規定によ

り、成立していることをご報告いたします。

事務局: それでは、資料の確認をさせていただきます。

(資料確認及び資料1について説明)

下野部会長: ありがとうございました。それでは、次第に沿って進行させていただきます。

案件1「部会報告案について」、事務局から説明をお願いいたします。

<案件1>

事務局: (資料2について説明)

下野部会長: ありがとうございました。今回の部会で部会報告案の最終確認を行い、審議会へ

の報告となります。何かご意見等がありましたらお願いいたします。

石川副部会長:17ページの(3)①予想外の公害に対する措置の説明の「現在の段階」とはい

つのことですか。また、33ページの44予想外の公害に対する措置の説明の「こ

の条例の」とは何を示していますか。

事務局: 「現在の段階」とは、「答申をする段階」を示しています。「この条例の」とは「こ

の条例において」予想できない物質という意味です。これは事務局作成の条例案

ですので、法務担当課との協議により、条例の意味するところの表現として適切

な文言に修正される可能性はあります。

浅野会長: 22ページに地下水の採取規制の規制内容を示した図の大枠にある「市、市民及

び事業者」について、市民と事業者は主体として人間を指していると思いますが、市という表現では、具体的に何を意味しているのか一般的にわかりにくいと思い

ます。

事務局: 市として地下水の涵養という措置を行う立場を示しています。具体的には11ペ

ージの④地下水の涵養の措置の説明にあるような、緑地保全や雨水の地下浸透等

の様々な涵養施策が挙げられますが、公害防止条例としては地下水の涵養につい

ての努力義務を負うという文言になります。具体的な市の施策は、条例の中では

なく、今後の環境基本計画や実施計画等に盛り込んでいきたいと考えます。

三田村委員: 他の地下水関係の法令では、一般的な河川水は公水とされているのに対し、地下

水はかなり私水的な扱いがされています。そういった状況の中で、今回の見直し

では、枚方市の環境関係の条例の中で地下水を公的なものと位置づけ、明記し、地下水採取量に関しても削減努力義務を規定しています。地下水は決して私水的

なものではなく、周りの涵養された水を集めて汲み上げるので公的な要素が強い

ものとし、なお且つ、市、市民、事業者が涵養にも努め、さらに地下水の削減を 図っていくという形を、条例にかなり明記しており、非常に有難いと思っていま す。そういう意味では、この部会報告案のように、答申や要綱で地下水の涵養等 の表現を入れていただいているというのは、他にあまり例の無い、かなり進んだ 形の表記にはなっていると感じています。

石川副部会長:11ページの④の「新たに」という説明は、新たに規定するということですね。 事務局: そのとおりです。具体的には32ページの要綱案の40地下水の涵養が該当し、 市、市民、事業者は地下水の涵養の促進に努めなければならないということを新 たに規定します。

三田村委員: 枚方市は山や丘陵等の涵養域を持ちながら、今まではかなり規制が厳しいものでした。今回の見直しで地下水採取については少し緩和されますが、地下水位をモニタリングしながら地下水を有効活用し、涵養についても十分な措置を講じていただきたいと思います。

下野部会長: 今回の見直しにより、地下水採取について、禁止から規制をして認めることになりますので、地下水の涵養の措置、地盤環境の監視及び情報発信についても十分に行っていただきたいということですね。

藤尾委員: 越境汚染のような防止できない公害については、市としてどう対応しますか。 事務局: 例えばPM2.5につきましては、今年から非常に注目されており、市民への素

早い情報発信のため、市のホームページのトップに重要なお知らせとして項目を設けました。現在のPM2.5の状況や、大阪府による高濃度予測時の注意喚起メールについて、情報を提供しています。市公害防止条例に個別の規定がなくても、出来る措置を行っていくという姿勢です。

三田村委員: 大阪府の環境審議会にも参加していますが、監視体制の充実や、ホームページで の注意喚起情報発信等、府においてかなり注目して対処しています。

浅野会長: 市による市民に対する情報発信は、マスコミによる報道以上に内容が詳細で敏速なものがありますか。

事務局: 新聞やテレビ等は多くの方が見て敏速に伝達されるのに対し、市ではホームページや広報紙等でより詳しい情報を発信していますが、見ようと思って見ていただいた市民の方以外には伝わりにくい部分があります。より多くの市民への情報発信の形について、今後も市を挙げて取り組んでいきます。

三田村委員: 府の環境部局や府立研究所の計測データを迅速にキャッチすることや、市の広報 紙等を活用して、より良い情報発信を講じることが重要だと思います。

今田委員: 新たに設ける公表という措置について、事業者にとって多大な影響を与える重要 な規定であると前回の部会で審議したことについては、資料1の要点整理には挙 げられていますが、資料2の部会報告案の中でも公表の影響力の大きさについて 説明が必要ではないでしょうか。

事務局: 前回の部会でいただいたご意見の趣旨等は、議事録として記録させていただき、 ご意見を踏まえて実際の運用をしていきたいと考えます。 今田委員: これまでの部会で出た意見は、附帯意見として示されているのですか。

事務局: いただいたご意見は、出来るだけ部会報告案の本文中に反映しています。部会報告案の本文中に盛り込めなかった事項は、附帯意見という形で19ページの1)、2)に示しています。

石川副部会長: 部会報告における附帯意見の位置づけとして、はじめに・本論・おわりに・附帯 意見・資料という構成ではなく、本論・附帯意見・おわりに、という構成の方が、 本論と附帯意見の関係として適切かと思います。

三田村委員: 附帯意見については目次にもありませんので、「8. 附帯意見」として項目を挙 げる必要があります。

> パブリックコメントの公表資料となる際には、附帯意見にも注目しながら要綱案 を見た上で意見をいただけるようにすると良いと思います。

石川副部会長:11ページの④地下水の涵養の措置の後段の意見も、移動して附帯意見としてま とめたほうがいいですね。

三田村委員: 地下水採取については大きな変更なので、附帯意見として注目されるような形と してもらったほうが。

事務局: 附帯意見につきまして、ご指摘のとおり修正します。

浅野会長: 今回の部会報告案は、一般市民にとっても読みやすく良いと感じています。専門家にとっての重要な常識を、一般市民の知識とするための役割も担うものと考えていますので、地下水採取規制について、そういった内容も盛り込めればと思います。

下野部会長: 現在の枚方市の地盤環境について、地盤沈下が沈静化していると文章では説明が ありますが、具体的に図表を示して説明するとわかりやすくなると思います。

事務局: 部会報告の中で、地下水採取規制の説明として地盤環境の資料を作成します。

今田委員: 今回の部会報告が、市民によりわかりやすく見てもらえるように、概要を作成する等、資料の見せ方をより工夫してはどうでしょうか。

事務局: 答申をいただいた後、市民向けのパブリックコメントを実施する際には、見直し のポイント等がわかりやすいような資料を作成し、公表したいと考えます。

永嶋委員: 許可制では、許可取り消しにより公害の原因となる業務を停止させるのに対し、 届出制では、届出をしなかったことのペナルティーはどうなりますか。

事務局: 基本的に、罰則か公表となります。その業務の停止命令は、各法令の規定により行います。法令で規定のない部分では、市条例の水質の保全に関する規制の中で排出水の排出の一時停止命令を規定しています。騒音と振動に関しては、法令で停止命令はありませんが、それ以外の公害事象については、基本的に停止命令に近い規定があります。

下野部会長: 枚方で事業活動を行う方に対して、今回の見直しの趣旨を理解していただくよう 周知徹底をお願いしたいと思います。

地下水採取規制等の変更につきましては、私と副部会長に一任していただき、変更したものを、事務局から審議会全体会の前に部会員のみなさんにご確認いただ

く形で進めていくということで、よろしくお願いいたします。

他に意見等ありますでしょうか。

それでは案件2「今後のスケジュールについて」、事務局からご説明をお願いします。

<案件2>

事務局: (資料3について説明)

下野部会長: 次回審議会は5月30日午後3時からとなります。部会報告の内容につきまして

ご意見等がありましたら、今日明日中に事務局までご連絡いただきますようお願

いいたします。

<まとめ>

下野部会長: その他、事務局から何か連絡等はありますか。

事務局: 本日の資料につきましては、持ち帰っていただきますか、郵送をご希望される場

合は後日事務局までお申し付けください。また、本日の会議録につきましては、 前回と同様の手続で進めさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いい たします。そして、5月30日の午後3時から、枚方市役所別館4階の特別会議

室にて環境審議会を開催する予定にしております。後日、文書により正式な案内

をお送りさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

<閉 会>

下野部会長: それでは、本日の部会は終了いたします。ありがとうございました。